

平成30年度指名停止等の運用状況一覧

平成30年7月31日現在

| No | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域) | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|-------------------------|-------------------------|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 古俣工務店・齋藤運輸工業特定建設工事共同企業体 | 福島県福島市鳥谷野字扇田1番地の1 | 平成30年4月13日～平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反) | 福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・齋藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った「平成28年度川俣町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事」において、二次下請業者である合同会社クリエーションが、作業員として雇用了たベトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当の一部を支払わなかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問われる契約違反であることが確認された。このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号(契約違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。 |
| 2 | 株式会社古俣工務店 | 福島県福島市鳥谷野字扇田1番地の2 | 平成30年4月13日～平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反) | 福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・齋藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った「平成28年度川俣町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事」において、二次下請業者である合同会社クリエーションが、作業員として雇用了たベトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当の一部を支払わなかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問われる契約違反であることが確認された。このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号(契約違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。 |
| 3 | 齋藤運輸工業株式会社 | 福島県相馬郡飯館村白石町96番地の2 | 平成30年4月13日～平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反) | 福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・齋藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った「平成28年度川俣町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事」において、二次下請業者である合同会社クリエーションが、作業員として雇用了たベトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当の一部を支払わなかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問われる契約違反であることが確認された。このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号(契約違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。 |
| 4 | 株式会社共友工業 | 宮城県仙台市宮城野区萩野町3丁目4-12 2F | 平成30年4月13日～平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反) | 福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・齋藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った「平成28年度川俣町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事」において、二次下請業者である合同会社クリエーションが、作業員として雇用了たベトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当の一部を支払わなかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問われる契約違反であることが確認された。このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号(契約違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。 |
| 5 | 合同会社クリエーション | 岩手県盛岡市茶畑2丁目3-12 | 平成30年4月13日～平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内) | 指名停止措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反) | 福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・齋藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った「平成28年度川俣町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事」において、二次下請業者である合同会社クリエーションが、作業員として雇用了たベトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当の一部を支払わなかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問われる契約違反であることが確認された。このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号(契約違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。 |
| 6 | 日本道路株式会社 | 東京都港区新橋一丁目6番5号 | 平成30年5月25日～平成30年7月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 7 | 株式会社NIPPO | 東京都中央区八重洲一丁目2番16号 | 平成30年5月25日～平成30年7月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 8 | 東亜道路工業株式会社 | 東京都港区六本木七丁目3番7号 | 平成30年5月25日～平成30年6月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 9 | 前田道路株式会社 | 東京都品川区大崎一丁目11番3号 | 平成30年5月25日～平成30年7月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 10 | 大成ロテック株式会社 | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 | 平成30年5月25日～平成30年9月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 11 | 大林道路株式会社 | 東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号 | 平成30年5月25日～平成30年6月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |

| No | 業者名 | 本社所在地 | 指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域) | 該当事項 | 指名停止の理由 |
|----|------------|---------------------|--|--|---|
| 12 | 世紀東急工業株式会社 | 東京都港区芝公園二丁目9番3号 | 平成30年5月25日～平成30年6月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関する、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 13 | 鹿島道路株式会社 | 東京都文京区後楽一丁目7番27号 | 平成30年5月25日～平成30年6月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関する、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 14 | 福田道路株式会社 | 新潟市中央区川岸町一丁目53番地1 | 平成30年5月25日～平成30年7月24日 (関東地方環境事務所) | 指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反) | 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事に関する、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。 |
| 15 | 株式会社田中工業 | 埼玉県比企郡鳩山町赤沼447番地 | 平成30年6月18日～平成30年7月17日 (関東地方環境事務所管轄地域) | 指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為) | 株式会社田中工業及び元代表取締役が、取引先に依頼して虚偽の請求書を作成してもらい、架空の外注費を計上する手口で法人税を脱税したとして、平成30年4月20日、法人税法違反の罪でさいたま地方検察庁から起訴されたため。 |
| 16 | 株式会社フジタ | 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 | 平成30年7月12日～平成30年8月11日 (福島地方環境事務所管内) | 指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為) | 公正取引委員会が、東北農政局は発注した土木一式工事において、独占禁止法第19条(不公正な取引の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年6月14日株式会社フジタに対し同法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令を行ったため。 |
| 17 | 株式会社エム・テック | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目7-2 | 平成30年7月30日～平成30年8月29日 (関東地方環境事務所管轄地域) | 指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為) | 株式会社エム・テック及び同社使用人が、東京都発注の工事において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、港則法違反の罪で東京地方検察庁から起訴されたため。 |